

BusiNest「支援機関等コース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業・新事業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、BusiNest「支援機関等コース」利用者について、随時お申込みを受け付けております。

支援機関や支援者（以下「支援機関等」と略す。）等が経営支援している中小企業等へ BusiNest と支援機関等が連携しながら様々な支援サービスを提供するコースです。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. 支援機関等コース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～③のいずれかに該当し、かつ BusiNest と支援連携する者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

但し、申込以前に BusiNest 会員（「無料コース」を除く）であった者や法人は新たにご利用のお申込みをいただくことはできません。

- ① 中小企業等への経営支援をしている地域支援機関や金融機関
- ② 中小企業診断士、またはそのグループ
- ③ 経営革新等支援機関

上記①～③のいずれの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

2. 利用期間

1年間（更新基準を満たす場合は更新可）

○更新基準の主な内容

- ・利用期間中における利用者の BusiNest での経営支援の体制及び実施状況
- ・BusiNest との支援連携の必要性
- ・BusiNest や関係機関、他の利用者との関係

3. 支援の内容

BusiNest アドバイザー（支援担当者）が、支援機関等が経営支援している中小企業等に対して新たな事業展開などに関する「事業スキームづくり」の支援を行います。

併せて販売促進ツールやPR資料作成に関するビジュアル支援を中心とする「営業スキームづくり」の支援を行います。

支援とは、利用者の販路開拓活動の代行や新規事業の立ち上げを代行することでは

ありません。利用者の様々な相談に応じ、一緒に悩んで、新たな販路開拓の構築に向けた対策を練ったり、新規事業立ち上げへの道筋を定めたりすることです。また、基本的な経営知識の提供や士業等の専門家への橋渡しをすることです。

4. 基本利用料及びスペース利用料

BusiNest との支援連携の内容や、BusiNest 運営への関与度合いを勘案の上、別途中小機構が決定します。利用者は支援活動等のための一時期に限りスペースを利用することができます。

利用スペースは、ブースオフィス、個室（小）、個室（中）の3種類になります。

5. 利用料の振込

利用料の初回振込は、2ヵ月分の利用料を機構が指定する日時までに、機構が指定する口座に振り込んでいただきます。

BusiNest は賃貸施設ではありませんので保証金は不要です。スペースも使用貸借でのご利用となります。

なお、利用料は利用期間中変更となる場合もありますので、予めご了承願います。

6. 申込受付期間

随時受付いたします。

7. 申込受付方法

所定の申込書、その他必要書類を、末尾に記載のお申し込み先まで持参、または郵送してください。

申込書、その他必要書類は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

<https://businest.smrj.go.jp/course/support-organization/>

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 支援機関等コース利用細則」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

8. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、申込内容等や経営支援への意欲等を確認した上、機構での審査により決定します。

事業内容等により、利用者とならない場合があることをご承知おき下さい。

※ 審査結果に関しての個別の問い合わせは、一切受付いたしません。

○利用者決定の際の主な審査事項の内容

- ・経営支援の体制や実施状況
- ・BusiNest を拠点とした支援計画の内容

- ・ BusiNest との支援連携の必要性
- ・ 人物（人間性・価値観）、健康面 等

9. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネスト）「支援機関等コース」担当者
〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp